

## 通所型サービス（従前相当）における単価設定について

### 1 支給区分と単位数

【～R1】

支給区分	単位数
要支援1・事業対象者（週1回程度利用）	1,672 単位
要支援2・事業対象者（週2回程度利用）	3,428 単位



【R2～】

支給区分	単位数
要支援1・事業対象者（週1回程度利用）	384 単位／回（1月の中で全部で4回まで） 1,672 単位／月（1月の中で全部で5回以上）
要支援2・事業対象者（週2回程度利用）	395 単位／回（1月の中で全部で8回まで） 3,428 単位／月（1月の中で全部で9回以上）

- （例1） 要支援1の利用者が、1月に4回サービスを利用した→384 単位×4 回
- （例2） 要支援1の利用者が、1月に5回以上サービスを利用した→1,672 単位
- （例3） 要支援2の利用者が、1月に8回サービスを利用した→395 単位×8 回
- （例4） 要支援2の利用者が、1月に9回以上サービスを利用した→3,428 単位

### 2 事業対象者の支給区分

- 事業対象者については、あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防ケアマネジメントにおいて、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づいて、各区分を位置づけます。
- その際、利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供となることがあり得ますが、その場合であっても、月途中での支給区分の変更は不要です。
- なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画を定める必要があります。

- (例 1) 事業対象者で、週 1 回程度の利用を想定していたが、状態の悪化に伴い 1 月に 7 回のサービスを提供した→1,672 単位
- (例 2) 事業対象者で、週 2 回程度の利用を想定していたが、状態の改善に伴い 1 月に 4 回のサービスを提供した→395 単位×4 回

### 3 複数の通所型サービス事業所を組み合わせて利用する場合

- 今回の単価設定の変更により、1 月のうち複数の通所型サービス事業所を組み合わせて利用することを可能とします。
- ただし、複数の通所型サービス事業所を利用した場合、月の合計額が包括単価以下となるようサービス利用回数を調整する必要があります。

(例 1) 要支援 1 の利用者が、1 月に A 事業所と B 事業所を 2 回ずつ利用した。  
 A 事業所：384 単位×2 回=768 単位  
 B 事業所：384 単位×2 回=768 単位  
 合計 1,536 単位⇒包括単価 1,672 単位を超えないので請求可。

(例 2) 要支援 2 の利用者が、1 月に A 事業所を 4 回、B 事業所を 5 回利用した。  
 A 事業所：395 単位×4 回=1,580 単位  
 B 事業所：395 単位×5 回=1,975 単位  
 合計 3,555 単位⇒包括単価 3,428 単位を超えるので請求不可。  
 計画時から回数の調整をする必要があります。

### 4 サービスコードについて

サービスコード	サービス種類
A 6	通所型サービス（独自）
A 7	通所型サービス（市独自） 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービスを行う場合

### 5 日割請求にかかる適用について

- 1 月の通所型サービス利用回数が一定回数を超過し包括単価となる場合で、「総合事業にかかる月額包括報酬の日割請求にかかる適用について」に該当する事由がある場合は、日割計算を行います。

(例1) 要支援1の利用者が、月途中で契約し、月末までに5回サービスを利用した場合  
⇒日割計算

6 適用年月日

令和2年4月サービス提供分から適用します。